

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（抜粋）
(昭和二十五年法律第百七十五号)

(認定に関する業務の実施)

第十七条の五（略）

2 登録認定機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により認定、その取消しその他の認定に関する業務を行わなければならない。

3 (略)

(改善命令)

第十七条の十一 農林水産大臣は、登録認定機関が第十七条の五の規定に違反していると認めるときは、当該登録認定機関に対し、認定に関する業務を行うべきこと又は認定の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（抜粋）
(昭和二十五年六月九日農林省令第六十二号)

(登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準)

第四十六条 法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十四条第一項 及び第二項、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三第一項及び第二項並びに第十九条の四の認定の実施方法に関する基準
イ 認定をしようとするときは、当該認定の申請に係る工場、ほ場又は事業所における第二十九条第一項各号若しくは第二項各号（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条各号（第五十六条において準用する場合を含む。）又は第三十六条各号に掲げる事項（以下この項において「認定事項」という。）が第二十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十六条において準用する場合を含む。）又は第三十六条の規定により農林水産大臣が定める認定の技術的基準であつて当該申請をした者（以下この号において「申請者」という。）に係るもの（以下この項において単に「認定の技術的基準」という。）に適合することを書類審査及び実地の調査により確認すること。

（以下、略）

○有機農産物及び有機飼料（調整又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準（抜粋）
(平成17年11月25日農林水産省告示第1830号)

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

1～2 (略)

3 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した有機農産物又は有機飼料の出荷の日から1年以上保存すること。

4 (略)